

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

	1	2	3
対象	重点工業園区	重点工業園区	工業園区
政策名	「大連市人民政府の重点工業園区と沿海経済帯の建設を加速する諸政策についての意見」	「大連市重点工業園区産業項目金利率補助資金管理の暫定方法」	「大連市工業園区発展特定資金管理の暫定方法」
主管部門	申請機構 大連市各工業園区管理委員会 その他主管部門 大連市各区市県人民政府 大連市各区市県財政主管部門	申請機構 企業所在区市県の発展改革部門 その他主管部門 大連市発展改革委員会 大連市財政局	申請機構 企業所在区市県経信局（経発局） その他主管部門 大連市財政局 大連市経済と情報化委員会
政策の主要内容及び要旨	<p>(一) 企業及び機構が重点となる工業園区に投資することを奨励し、新規進出の企業に対して、政府は一定の資金上の支援を与える。</p> <p>(二) 園区内に設立した、大連市科技行政部門にハイテク企業と認定された企業に対して所得税を15%の税率で徴収する。設立したハイテク企業は、営利年度より二年間所得税を免除する。</p> <p>(三) 重点となる工業園区内の新設で科技力が高く、市場前途が明るい項目に対して、市政府は市民営企業と中小企業の発展特定資金を利用し重点をおいて支援する。</p> <p>(四) 重点となる工業園区内で設立した輸出加工基地企業に重点をおいて支援する。</p> <p>(五) 大連市企業信用担保有限公司は重点となる工業園区内の、条件を満たす中小企業に対して優先して融資担保を供与する。</p> <p>(六) 重点となる工業園区で勤務している外国人に2-5年の長期査証を与える。また条件を満たす外国人に中国での永久居留資格を与える。</p> <p>(七) 長興島港、庄河港が開放湾岸の設立を申請することを支援する。</p>	<p><b>重点的な支援項目</b></p> <p>(一) 産業集団の形成に有利なトップ企業項目。 (二) 独自知的所有権又は独自ブランドを持つ企業項目。 (三) 世界トップ500及び国内外で有名な大手企業の投資項目。 (四) 納税、就職に大きく貢献し、全市の産業発展のために先導、輻射の役割を果たす企業項目。 (五) 低公害、低エネルギー消費の企業項目。 (六) 園区内の排水、排気、廃物及びその他資源の処理や再利用項目。 (七) 市政府に決められたその他重点をおいて支援する項目。</p> <p><b>資金的支援の方式</b></p> <p>重点となる工業園区の金利補助金は借入金の金利補助という形で供与し、企業がその項目に基づく借入金の実額に対して6%を超えない補助金を与える。</p>	<p><b>支援の範囲</b></p> <p>工業園区の特定期金は、国家、省、市級工業園区に認定され、かつ園区の計画に適合し、総投資額が1000万元以上にある石油化工、船舶、機関車及び交通運送装備、通用機械及び基礎部品、重機、自動車及びエンジンなどの部品、高品質鋼材、製薬、医療設備、農産物二次加工など当市の支柱となる産業と優位性のある業界の企業に重点をおいて支援する。</p> <p><b>支援の方式</b></p> <p>工業園区の特定期金は専用補助金の形で与える。園区に進出した企業に対してその項目の投資額により3%を超えない補助金を与える。1社当りの補助金は最高300万円を超えないものとする。</p>
適用対象	政策にカバーされる範囲内の各工業園区内の内資・外資企業は本政策が適用される。	工業園区内の内資・外資企業は本政策が適用される。	工業園区内の内資・外資企業は本政策が適用される。

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

4 金州新区	5 金州新区	6 金州新区
「金州新区の自主創出の強化とハイテク産業の発展を促進するための諸規定」	「金州新区ハイテク企業（技術先進型企業）政策」	「金州新区集積回路産業政策」
申請機構 大連金州新区科学技術局	申請機構 大連金州新区科学技術局	申請機構 大連金州新区科学技術局
<p><b>ハイテク企業を支援する政策</b>                      (一) 新たに国家級ハイテク企業（技術先進型サービス企業）に認定された企業に対し、一括して10万元を支給する。                      (二) 区級ハイテク企業（技術先進型サービス企業）に対し、毎年5万元の対象決め、方案決めの支援を与える。                      (三) 新設又は増資による重大産業化プロジェクトに対し、操業開始日から3年間、納付した企業所得税の内、区の財政留保分の100%を研究開発補助金として支給する。</p> <p><b>技術研究開発機構への支援政策</b>                      (一) 認定を得た区級の研究開発機構に対し、毎年15万元を超えない資金を支給し支援する。                      (二) 企業が海外の研究開発機構を買収した場合、その投資総額の30%以下（最高100万元）を支援する。</p> <p><b>知的所有権への支援政策</b>                      (一) 国内で取得した特許認可に対し5000元/件、実用新型特許に対しては2000元/件を支給する。アメリカ、日本、ヨーロッパの特許庁から認可を得た特許については20000元/件を支給し、その他国や地域で認可された特許に対しては10000元/件を支給する。                      (二) 国、市、区級の知的所有権モデル企業に認定された場合、各々、一括して30万元、10万元、5万元を支給する。</p>	<p>(一) 新規認定した国家級ハイテク企業（技術先進型サービス企業）は一括して10万元の資金補助を与える。                      (二) 新規認定した区級ハイテク企業（技術先進型サービス企業）は2年間連続して毎年5万元の対象決め、方案決めの支援を与える。                      (三) 新規認定した区級以上のハイテク企業（技術先進型サービス企業）は、経営場所の家賃補助金として毎年最高10万元を与える。                      (四) 新規認定した国家級ハイテク企業（技術先進型サービス企業）は企業所得税を15%の税率で徴収する。</p>	<p>(一) 経営用建物を自社で建築する企業に対して投資補助金を与える。                      (二) 指定された経営用建物に入居する場合、家賃補助金を5年分与える。                      (三) 5年以内に、新規設立企業の所得税が新区の地方財力となるものについて100%研究開発の支援を与える。                      (四) 集積回路企業と製品の認証を受けた企業に資金奨励として10万元を与える。                      (五) 5年以内、集積回路の設計者の個人所得税を奨励として返還する。                      (六) 投資額が80億元のチップ製造企業に対して、重大な産業化項目として支援する。                      (七) 国家の重大な科技専門項目、国家重点産業化項目を担当する企業に対して、最高1:2の補助的資金支援を与える。                      (八) モデルプロジェクト建設を積極的に推進し、政府購買政策を積極的に実施する。                      (九) 年間売上が急速に伸びている企業に対して、その運転資金の借入金利の70%を超えない金利補助金を与える。</p>
金州区で科学技術創出活動を行う内資・外資企業は本政策が適用される。	金州新区ハイテク産業の内資・外資企業は本政策が適用される。	金州新区集積回路産業の内資・外資企業は本政策が適用される。

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

7 金州新区	8 金州新区
「金州新区半導体照明産業政策」	「金州新区ソフトウェア及び情報サービス産業政策」
<p><b>申請機構</b> 大連金州新区科学技術局</p>	<p><b>申請機構</b> 大連金州新区科学技術局</p>
<p>(一) 経営用建物を自社で建築する企業に対して投資補助金を与える。                  (二) 経営用建物を自社で建築する企業に対して最高10%のコア設備の購買補助金を与える。                  (三) 指定された経営用建物に入居する場合、家賃補助金を5年分与える。                  (四) 5年以内に、新規設立企業の所得税が新区の地方財力となるものについて100%研究開発の支援として企業に与える。                  (五) 半導体産業園区を設立する場合、運営補助金を与える。                  (六) 国家の重大な科技専門項目、国家重点産業化項目を担当する企業に対して、最高1:2の補助的資金支援を与える。                  (七) モデルプロジェクトを担当する新区のLED灯具製造企業に最高10%の補助金を与える。                  (八) 年間売上が急速に成長している企業に対して、その運転資金の借入金利の70%を超えない金利補助金を与える。</p>	<p>(一) 経営用建物を自社で建築する企業に対して投資補助金を与える。                  (二) 指定された経営用建物に入居する場合、家賃補助金を5年分与える。                  (三) 5年以内に、新規設立企業の所得税が地方財力となるものについて100%研究開発の支援を与える。                  (四) 省級以上のソフトウェア企業とソフトウェア製品の認証を取得した企業に対して10万円の奨励金を与える。                  (五) CMMI等の認証を取得した企業に対して最高60万円の補助金を与える。自主制作のオンラインゲーム項目、独自知的所有権を持つテレビアニメ作品などに対して、資金上の奨励金を与える。                  (六) 国家の重大な科技専門、国家重点産業化項目を担当する企業に対して、最高1:2の補助的資金支援を与える。                  (七) 年間売上が急速に成長している企業に対して、その運転資金の借入金利の70%を超えない金利補助金を与える。</p>
<p>金州新区半導体照明産業の内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>金州新区情報産業の内資・外資企業は本政策が適用される。</p>

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

9 金州新区	10 金州新区
<b>「金州新区生物産業政策」</b>	<b>「金州新区インテリジェント製造装備産業政策」</b>
<p><b>申請機構</b> 大連金州新区科学技術局</p>	<p><b>申請機構</b> 大連金州新区科学技術局</p>
<p><b>支援分野</b> 生物医薬、医療機器、生物医学工程と生物技術アウトソーシングサービス分野に重点をおいて支援する。天然薬物、海洋生物技術、健康医療サービスなどその他分野を支援する。</p> <p><b>支援政策</b> （一）経営用建物を自社で建築する企業に対して投資補助金を与える。 （二）指定された経営用建物に入居する場合、家賃補助金を5年分与える。 （三）新区に進出する新設生物企業と生物技術アウトソーシング（CRO）企業に対して、それぞれ企業納付済みの税金の内の地方政府保留分の3年分と5年分を研究開発支援として100%企業に与える。 （四）国家級各種新薬の研究開発項目及び国家重点産業化項目を担っている企業に対して、最高1:2の補助的資金支援を与える。 （五）国家Ⅰ類新薬証書を取得し、産業化転化段階に入る新薬項目に対して、補助金を200万元及び累計して300万元を超えない金利補助金を与える。 （六）新薬証書を取得しており、また基地で産業化を進めている新薬の項目に対して500万元の補助金及び補助施設を与える。 （七）国家級生物技術研究開発機構に対して、一括して300万元の専用補助金を与える。公共フラットホームの設備購買費用に対して50%の補助金を与える。</p>	<p><b>支援分野</b> CNC工作機械、新型風力発電装備、先端電子設備、デジタルコントロールシステムに重点をおいて支援する。精密製造、金型製造、電機自動コントロール設備、重機などを支援する。</p> <p><b>支援政策</b> （一）経営用建物を自社で建築する企業に対して投資補助金を与える。 （二）指定された経営用建物に入居する場合、家賃補助金を5年分与える。 （三）5年以内に、新規設立企業の所得税が新区の地方財力となるものについて研究開発の支援として100%企業に与える。 （四）重大な技術装備研究開発項目とコア設備は、納付済みの輸入関税と輸入増値税によって同額の補助金を与える。 （五）国家の重点産業化項目を担当する企業に対して、最高1:2の補助的資金支援を与える。 （六）モデルプロジェクト建設を積極的に推進し、政府購買政策を前向きに実施する。 （七）年間売上が急速に成長している企業に対して、その運転資金の借入金利の70%を超えない金利補助金を与える。</p>
<p>金州新区生物産業の内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>金州新区装備製造業の内資・外資企業は本政策が適用される。</p>

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

11 金州新区	12 金州新区	13 金州新区
「金州新区新型フラットパネルディスプレイ産業政策」	「金州新区研究開発機構政策」	「金州新区近代商業貿易サービス業の加速に関する諸優遇政策についての規定」
<b>申請機構</b> 大連金州新区科学技術局	<b>申請機構</b> 大連金州新区科学技術局	<b>申請機構</b> 企業所属の街道及び産業園区企業の主管部門 <b>その他主管部門</b> 金州新区経済発展局
<b>支援分野</b> TFT-LCD高世代線、フラットパネルディスプレイの上流材料、OLED、電子ペーパー、先端タッチパネル、LEDサポートバックライト、液晶など。 <b>支援政策</b> (一) 経営用建物を自社で建築する企業に対して投資補助金を与える。 (二) 指定された経営用建物に入居する場合、家賃補助金を5年分与える。 (三) 5年以内に、新規設立企業の所得税が新区の地方財力となるものについて研究開発の支援として100%企業に与える。 (四) 投資規模が20億元以上になる企業に対して、運営補助金を与える。また最高10%のコア設備の購買補助金を与える。 (五) 重大な技術装備研究開発項目とコア設備は、納付済みの輸入関税と輸入増値税によって同額の補助金を与える。 (六) 国家の重大な科技専門、国家重点産業化項目を担当する企業に対して、最高1:2の補助的資金支援を与える。 (七) 年間売上が急速に成長している企業に対して、その運転資金の借入金利の70%を超えない金利補助金を与える。	(一) 独立した登録エンジニアリング（技術）センター及び企業の独自設立した技術センターの内、国家及び省、市に重点実験室、エンジニアリング実験室と認定された所に対して、年間それぞれ最高100万、50万、25万元の資金を支援する。 (二) 区級に認定された研究開発機構に15万元の資金支援を与える。 (三) 世界トップ500企業、中国トップ100企業、重点大学と科学研究所が新区に投資して設立した研究開発機構又はその他企業が設立した研究開発機構で、その登録資本金が300万米ドル以上、国内企業は2000万元以上にある場合、省級以上のエンジニアリング（技術）センター政策を享受する。 (四) 企業は海外科研機構を買い取る場合、その投資額により30%を超えないかつ100万元を超えない支援を与える。	一) 大型及び超大型商品交易市场は一括して200万元の支援を与える。項目が操業開始して2年目から連続して3年間、企業が納付済み所得税の内、区級として保留した部分を企業に還付する。 (二) 区域の中心にある近代商業建設項目に対して一括して100万元の支援を与える。項目が操業開始して2年目から連続して3年間、企業が納付済み所得税の内、区級として保留した部分を企業に還付する。 (三) 野菜栽培をする農家、社区野菜店へ直接サービスする配送センターに一括して50万元の支援を与える。 (四) 区域の中心にある、規模が適切なスーパーに対して、一括して20万元の支援を与える。項目が操業開始して2年目から連続して3年間、企業が納付済み所得税の内、区級として保留した部分を企業に還付する。 (五) 標準化農業貿易市場に、一括して20万元の支援を与える。 (六) 特色のある商業街に、一括して投資総額の30%を支援し、最高200万元を支援する。 (七) 新区管理委員会の改造計画に収められたデパート、スーパー及び新規開設した2万平方メートル以上のデパートに対してケースバイケースで支援政策を実施する。
金州新区フラットパネルディスプレイ産業の内資・外資企業は本政策が適用される。	金州新区の内資・外資企業は本政策が適用される。	金州新区商業貿易サービス業の内資・外資企業は本政策が適用される。

14
金州新区
<b>「金州新区中小企業の更なる発展を促進するための諸規定」</b>
<p><b>申請機構</b> 大連金州新区経済発展局</p> <p><b>その他主管部門</b> 大連市金州新区財政局 大連市金州新区国税局 大連市金州新区地税局</p>
<p><b>中小企業発展特定資金の主な支援範囲：</b></p> <p><b>融資担保</b> （一）法人資本と民間個人資本が中小企業の信用担保分野に進出することを奨励し支援する。区内の与信担保機構の当年度中小企業向けの新規増加担保貸付金に対して、0.1%の奨励金を与える。 （二）中小企業が上場するための融資を奨励し、企業が上場する場合、一定の補助金を享受することができる。 （三）市からリスク補償特定資金借入金を取得した項目に対して、借入金金利の50%の金利補助金を与える。</p> <p><b>創業支援</b> （一）新設の中小企業に対して、新区の関連部門が計画、用地等において支援する。 （二）工商と税務部門が登録資本金の登記条件の緩和と新設企業の納税などにおいて優遇を与える。</p> <p><b>技術創出と技術改造</b> （一）市級以上のブランド製品と評定された企業、国内外の合併企業に対して、関連規定により奨励する。 （二）遼寧省中小企業専精特新製品（技術）と認定された企業に対して一括して3万元の奨励金を与える。 （三）新区の産業発展の方向に適し、固定投資規模が200万元以上の技術改造項目に対して、固定資産投資額の5%を超えない一括した補助金を与える。</p>
<p>金州新区の中小型内資・外資企業は本政策が適用される。</p>

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

15 保税區	16 ハイテクパーク	17 ハイテクパーク
「大連保税區優遇政策」	「大連市高新技术産業園區の管理條例」	「大連高新技术産業園區の園區内企業に対する行政サービス手数料の支払い免除に関する通知」
<b>申請機構</b> 大連国稅局保税區分局 大連稅關 <b>その他主管部門</b> 大連保税物流區管理委員會	<b>申請機構</b> 大連高新技术産業園區管理委員會 大連高新技术産業園區財政局	<b>申請機構</b> 大連高新技术産業園區管理委員會
<b>納稅政策</b> (一) 区内企業のすべての輸入生産設備及び自社用の機械設備、建築材料及び數量が合理的な事務用品などに対して、稅關稅と輸入増値稅を免除する。 (二) 海外と区内との間で貨物を輸出入する場合、關稅及び輸入増値稅を免除し、輸出入許可書を提示する必要はない。 <b>企業經營政策</b> (一) 加工、貿易、倉庫、商品展示を一本化する総合的工業貿易企業を設立することができる。 (二) 保税区内で保税貨物、非保税貨物の保管が可能、かつ保管年數上の制限はない。 <b>加工貿易政策</b> (一) 区内企業が海外から輸出加工のために必要な原材料と部品などを輸入する場合、關稅と輸入増値稅を免除する。また稅關登記記録保管制の照合消込み管理を実施する。 (二) 企業は直接区外から原材料、原部品を調達し、加工して付加価値を付けた後通關手続きをして輸出、又は一部を国内市場向けに直接販売することができる。 (三) 輸入原料部品で加工した製品を国内市場向けに販売する場合、輸入原料部品により關稅と輸入増値稅を計算して納付することができる。	(一) 企業がハイテクを開発するために、国内生産できない計器や設備、付属部品、サンプル等を輸入する場合、稅關の審査を受けた後、國家の規定に従い免稅する。 (二) 企業が独自生産した國家が輸出制限する製品やその他規定がある製品以外の輸出製品に対し、その輸出關稅を免除する。 (三) 企業は保税倉庫、保税工場を設立できる。稅關の認可を得ることで園区内に保税ハイテク展示販売センターを設けることができる。 (四) 園區管理委員會が発行する年度審査合格証を持つ企業は納稅關連優遇政策を享受できる。 (五) 高新技术産業園区内で技術の輸出入企業を設立できる。輸出業務が順調であるハイテク企業は關連規定により海外貿易經營權を得ることができる。 (六) 各金融部門が企業に対しインフラ貸付、技術革新貸付、運轉資金及び外貨貸付等を与える場合、優先的に手配する。	園区内に登録し、納稅している企業及び新たなハイテク産業化プロジェクト（不動産開發プロジェクトは含まない）に対し「行政サービス手数料の支払い免除」の優遇を与える。具体的な支払い優遇項目はハイテク企業認定審査費、用地管理費、生活ゴミ排出費等の23項目である。
保税區に進出する内資・外資企業は本政策が適用される。	高新園区内の内資・外資企業は本政策が適用される。	規定する条件を満たした高新園区内の内資・外資企業は本政策が適用される。

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

18 ハイテクパーク	19 ハイテクパーク	20 ハイテクパーク
「大連高新技術産業園区のネットワーク産業発展支援特定資金の管理方法」	「大連高新技術産業園区のアニメーション及びゲーム産業特定資金の管理方法」	「大連高新技術産業園区の設計産業に対する特定資金の管理方法」
<b>申請機構</b> 大連高新技術産業園区ネットワーク産業管理弁公室 <b>その他主管部門</b> 大連高新技術産業園区財政局 大連高新技術産業園区管理委員会	<b>申請機構</b> 大連高新園区アニメーション及びゲーム産業管理弁公室 <b>その他主管部門</b> 大連高新技術産業園区財政局 大連高新技術産業園区管理委員会	<b>申請機構</b> 大連高新園区設計産業管理弁公室 <b>その他主管部門</b> 大連高新技術産業園区財政局 大連高新技術産業園区管理委員会
<b>資金的支援の重点</b> (一) 資産規模と収入が比較的高く、かつ近2年の納税額と収入が順調に増加している企業。 (二) 成長性があり、科技力が高く、自主創造性が高く、現地経済の発展に一定の牽引作用を与えた企業。 (三) 省エネ効果が顕著な資源節約型のプロジェクト、大連の経済発展重点分野内にあるプロジェクト、園区ネットワーク産業の発展方針に沿ったプロジェクト。 (四) 一定の社会的公益性があるプロジェクト。 (五) 国際市場を開拓するプロジェクト及び高新区の企業誘致に貢献できるプロジェクト。 (六) まもなく上場できる企業あるいは既に上場した企業。 (七) 政府が求める発展方針に適した発展をしている民間サービス類プロジェクト。 (八) 国家に有利で国防産業を近代化させるプロジェクト。 (九) 国家、省、市政府が認可したネットワーク企業の発展を支援、奨励するその他プロジェクト。 <b>資金的支援の方式</b> 無償支援、金利補助、奨励金等として多角的に支援する。	<b>資金的支援の範囲</b> (一) 大連高新園区内に登記のある各種アニメーション及びゲーム企業に対し支援する。 (二) 2D又は3Dのオリジナルアニメーション類、オリジナルインターネット又はモバイルゲーム類、オリジナル漫画類（モバイルアニメを含む）等の独自開発した知的所有権のある、ハイテク、高付加価値、雇用を大幅に拡大できる、外貨収入のある重点企業の誘致を優先的に支援する。 (三) 当区のアニメーション及びゲーム産業の発展を推進するその他方面。 <b>資金的支援の方式</b> 特定資金の支援方式は主に補助金、金利補助、奨励金の三種がある。	<b>資金的支援の重点</b> (一) 国内の重大設計研究開発プロジェクト、独自知的所有権のあるプロジェクト、業界の発展を牽引するプロジェクト、国際的独占を打ち破る国際競争力のあるプロジェクト、産業の構造転換とレベルアップに適した環境保全型低炭素プロジェクトを支援する。 (二) 国内外で知名度と影響力のある設計企業、成長性が高く営業収入（最低200万元以上）の年増率が100%以上である設計企業、年納税額が1000万元以上の設計企業。 (三) 国家、省、市の設計研究開発センター認定を得た企業、国内外の重大表彰を獲得した企業及び設計者。 <b>資金的支援の方式</b> 特定資金の支援方式には主に補助金、金利補助、奨励金などがある。
規定する条件を満たした高新園区内のネットワーク産業に属する内資・外資企業は本政策が適用される。	高新園区内のアニメーション及びゲーム産業に属する内資・外資企業は本政策が適用される。	高新園区内の内資・外資設計企業及び企業の設計センター、又は研究開発センターは本政策が適用される。



大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

21 ハイテクパーク	22 ハイテクパーク	23 ハイテクパーク
「大連高新園區の科学技術創出資金の管理方法」	「大連高新技術産業園區の知的所有権の創造と発展を奨励するための支援方法」	「大連高新技術産業園區のソフトウェア及びサービスアウトソーシング人材業務を更に強化することに関する諸規定」
<b>申請機構</b> 大連高新技術産業園區科技創新局 <b>その他主管部門</b> 大連高新技術産業園區財政局 大連高新技術産業園區管理委員会	<b>申請機構</b> 大連高新技術産業園區科技創新局 <b>その他主管部門</b> 大連高新技術産業園區財政局 大連高新技術産業園區管理委員会	申請機構 大連高新技術産業園區人的資源及び社会保障局 その他主管部門 大連高新技術産業園區財政局
<b>資金的支援の範囲</b> (一) 独自知的所有権があり、科技力が高い、将来的に国内外で市場の前景が明るいプロジェクト。園區の産業発展方針に即した企業が開発した新製品、新技術の研究開発と産業化。 (二) 学・区一体化プロセスにある大学研究機構と科学研究院(所)及び園區内企業と提携する新製品、新技術開発プロジェクト。 (三) 園區内で確立させた経営管理体制モデル、園區内企業に対し科学技術創出新技術プラットフォームサービスを提供する公共プラットフォームの建設プロジェクト。 (四) 国家、省、市政府の関連政策規定を満たし、支援を必要とするその他ハイテクイノベーションプロジェクト。 <b>資金的支援の方式</b> 科学技術創出資金の支援方式は主に補助金、金利補助、奨励金の三種がある。	(一) 特許申請への支援 国外特許：アメリカ、EU、日本で特許を申請し受理及び公開された場合は5000元/件、その他国及び地域で特許を申請し受理及び公開された場合は3000元/件、国外の工業設計及び実用新型特許を申請し受理及び公開された場合は2000元/件を支給する。 国内特許：国内特許を申請し受理及び公開された場合は2000元/件、国内実用新型特許を申請し受理された場合は500元/件、外観設計で特許を申請し受理された場合は300元/件を支給する。 (二) 特許認可への支援 国外特許：アメリカ、EU、日本で特許証を取得した場合は20000元/件、その他国及び地域で特許証を取得した場合は10000元/件、国外の工業設計及び実用新型特許証を取得した場合は5000元/件を支給する。 国内特許：国内の特許証を取得した場合は3000元/件、国内実用新型特許証を取得した場合は1000元/件、外観設計特許証を取得した場合は500元/件を支給する。 (三) 知的所有権モデル企業への支援 大連市又は遼寧省の知的所有権のモデル企業として認められた場合、一括して10万元の補助金を支給する。国家級知的所有権のモデル企業として認められた場合、一括して20万元の補助金を支給する。	<b>人材の呼び寄せに関する政策</b> (一) 「大連高新区のソフトウェア及びサービスアウトソーシング業に従事する高級人材を奨励する実施細則」に従い、高級人材を奨励する。 (二) 初めて大連で就職する、大連市以外から招聘した高級人材と希少人材が企業と1年以上の労働契約を結んだ場合、赴任手当を支給する。 (三) 高新園區で初めてソフトウェア及びサービスアウトソーシング企業を起業した個人に対し、創業補助金を支給する。 <b>人材の育成に関する政策</b> (一) 国内外の学校、教育訓練機関や企業が機能区内で分院(校)、実践型訓練基地とモデル学院、人材紹介機構等を設立するのを奨励し、高新園區はその土地と資金に対し支援する。 (二) 人材教育訓練ビルを建て、入居する教育訓練機構と社内教育訓練を目的に長期的に場所を賃貸している企業に対し、賃貸料補助と付属サービスを提供する。 (三) IT教育訓練資源共有プラットフォームを構築し、企業に安く提供する。 (四) 在学中の大学生を対象としたIT技能訓練キャンプを企業が実施することに対し奨励する。毎月1名あたり1,000元の手当を支給する。 (五) 定期的に企業が急遽必要としている技術訓練を行い、訓練費の50%を超えない手当を支給する。企業が独自的に行う中高層技術者と管理者への海外研修に対して手当を支給する。
高新園區内の内資・外資企業は本政策が適用される。	高新園區内の内資・外資企業及び知的所有権サービス機構は本政策が適用される。	高新園區内のソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業に属する内資・外資企業は本政策が適用される。

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

24 ハイテクパーク	25 ハイテクパーク	26 沙河口区
「大連高新園區のソフトウェア高級人材に対する奨励資金の実施細則」	「優秀な卒業生を大連高新園區に呼び寄せ就職させるための暫定方法」	「沙河口区新経済企業発展を支援する諸政策」
<b>申請機構</b> 大連高新技術産業園區区人的資源及び社会保障局 <b>その他主管部門</b> 大連高新技術産業園區区財政局 大連高新技術産業園區区管理委員会	<b>申請機構</b> 大連高新技術産業園區区人材労務サービスセンター <b>その他主管部門</b> 大連高新技術産業園區区財政局 大連高新技術産業園區区人的資源及び社会保障局	<b>申請機構</b> 企業所轄区街道事務所 <b>その他主管部門</b> 大連沙河口区発展と改革局 大連沙河口区新経済業務リーダーグループ弁公室
<b>資金的支援の範囲</b> 大連高新園區に登録、納税している企業の中で、関連部門に認可されたソフトウェア企業、ソフトウェアサービスアウトソーシング企業、集積回路設計企業、IT技術教育訓練機構に勤めている高級管理者及び技術者に適用する。 ソフトウェア高級人材とは上述した規定範囲内の企業に継続して1年以上、申告した日に在職している、毎年の個人所得稅納付額が5000人民元以上である国内外技術者と管理者のことを指す。  <b>資金の計算根拠</b> ソフトウェア高級人材への奨励は個人が実際に納めた年間個人所得稅納付額に応じて計算する。	<b>奨励の範囲</b> 2011年1月1日以降に卒業した大学・高等専門学校の優秀な卒業生。即ち、国家及び学校が提供する一等奨学金を獲得した者、又は省、市の優秀卒業生の称号を得た卒業生。 <b>奨励の基準</b> (一) 優秀な卒業生に対し、一人当たり3000元を支給する。 (二) 奨励金を受給する優秀な卒業生が「211工程」又は「985工程」にある大学・高等専門学校を卒業した場合、その奨励範囲を学校が提供する二等奨学金又は学校が定める優秀卒業生の称号を得た卒業生に広げることができ、かつ、上述の奨励に加え、一人当たり2000元の特別奨励金を支給する。	<b>新経済發展引導資金の主要支援範囲：</b> (一) 新経済企業と認定される前に特色のあるビル、産業園區内の企業に対して、区政府は企業の当年度に形成した区級納稅增加分の30%の家賃補助金を与える。 (二) 新経済企業と認定された後、新設又は区外から導入し、かつ特色のあるビル、産業園區内に入居する企業に対して、当年度区級の納稅が3万元以上にある場合、区政府は企業の当年度に形成した区級納稅の50%により家賃補助金を与える。 (三) 新規導入、新設かつ特色のあるビル、産業園區内のオフィス用建物を購入する新しい経済企業の場合、当年度の区級稅金収入が3万元以上である場合、区政府は企業の当年度に形成した区級納稅金額の50%の補助金を与える。 (四) 所轄区のソフトウェアとネットワーク企業の發展を奨励し支援するために、区政府は当年度区級納稅金額の50%の奨励金を与える。 (五) 区級納稅金額が50万元以上にある新規経済企業に対して、その納付済みの区級稅金の5%で奨励金を企業に与える。 (六) 企業が特許、ソフトウェアの著作権の登記など知的所有權を申請する費用に対して、区政府がその当年度区級納稅金額から、全額補助金を与える。
規定する条件を満たした高新園區内のハイテク内資・外資企業は本政策が適用される。	高新園區内の内資・外資企業は本政策が適用される。	沙河口区で区政府に認定された新経済の内資・外資企業は本政策が適用される。

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

27 沙河口区	28 沙河口区	29 沙河口区
「沙河口区資本招致推進近代化サービス業発展政策措置」	「沙河口区新設企業の「全代理、ゼロ料金」の実施に関する指導意見」	「沙河口区本部、ビル、新経済産業園区建設の支援に関する諸政策」
申請機構 沙河口区商務局	申請機構 企業所属の街道事務所 その他主管部門 大連市沙河口区財政局	申請機構 企業所属の街道事務所 その他主管部門 大連沙河口区新経済業務リーダーグループ 大連沙河口区発展と改革局
<p><b>近代サービス業本社ビルの政策措置</b>                      (一) 新規進出企業が年度内の区級納税が100万元以上に達する場合、区政府は企業当年度に形成した区級納税の30%の補助金を与える。                      (三) 新しくビルに入居する世界トップ500企業に対して、3年以内にその年度区級納付税金の50%の補助金を与える。全国性と区域性のグループ会社、本社及び本社型企業の場合、3年以内にその年度区級納税の40%の補助金を与える。                      (四) ビルに入居している企業に対して、連続して3年間以上納税が50万元以上にある場合、4年目から区政府はその区級納税の増量分の30%の補助金を与える。本社企業の場合、区級納税の増量分の50%の補助金を与える。  <b>IT産業ビルの政策措置</b>                      (一) 年間区級納税が10万元～30万元にある場合、家賃の50%の補助金を与える。年間区級納税が30万元（30万元を含む）以上にある場合、家賃全額を補助する。                      (二) 入居企業が2年以内に企業が納付した年間納税金額と同額により科技3項経費の奨励金を与える。3年目より3年以内に企業が年間納付した区級納税の50%の科技3項経費の奨励金を与える。</p>	<p>管轄区範囲内にある新設近代サービス業企業に対して「全代理、ゼロ料金」のサービスを実施する。                      「全代理」サービスとは沙河口区所轄範囲内の新設企業について、所属の街道事務所が専門担当者を集め、新設企業の工商受理から税務登記が完了するまでの過程におけるすべての手続きを担当することを指す。                      「ゼロ料金」サービスとは企業が工商登録、税務登記などの手順について「全代理」無料サービスを行うことで、工商登録の受理から税務登記完了までの工商登記費用、社印の費用、組織機構コード証費用、税務登記費用など計4大項9小項の費用を指す。</p>	<p><b>新経済発展特定資金の主要支援範囲：</b>                      (一) 新規招致した多国籍企業の地域本社及び国内大手企業（グループ）本社又は地区の本社は、沙河口区でオフィス用建物を購入、自社建設、賃貸する場合、区政府は補助金を与える。                      (二) 新規招致した多国籍企業の地域本社及び国内大手企業（グループ）本社又は地区の本社に対して、区政府は当年度区級納税の10%の補助金を与え、企業が専門人材の雇用に利用する。                      (三) 沙河口区に入居する本社経済機構に対して、区政府は企業当年度に形成した区級納税の増量分の50%の補助金を与える。                      (四) 新規招致した多国籍企業の地域本社及び国内大手企業（グループ）本社又は地域本社に対して、企業は区級納税を実現後、企業の払込資本金額の0.2%の補助金を与える。</p>
沙河口区で近代化サービス業本部ビルとIT産業ビルに入居する内資・外資企業は本政策が適用される。	沙河口区近代サービス業の内資・外資企業は本政策が適用される。	沙河口区の政策規定を満たす内資・外資企業は本政策が適用される。

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

30 西岗区	31 西岗区	32 西岗区
「西岗区科技産業発展の更なる加速に関する諸支援奨励方法」	「西岗区ソフトウェア産業発展特定資金の実施細則」	「西岗区近代サービス業（重点となる分野産業）項目の支援奨励方法」
<b>申請機構</b> 企業所属の街道事務所 <b>その他主管部門</b> 大連西岗区経済と情報化局 大連市西岗区財政局	<b>申請機構</b> 大連西岗区経済と情報化局 <b>その他主管部門</b> 大連市西岗区財政局	<b>申請機構</b> 企業所属の街道事務所 <b>その他主管部門</b> 大連西岗区発展と改革局 大連西岗区財政局
<b>ハイテク企業と項目支援</b> (一) 新規認定と新規招致したハイテク企業に、企業の技術創出用として、一括して20-50万元の奨励金を与える。 (二) 新しく国家、省、市科技主管部門の科技計画に納められた項目（製品）で、また一定の資金の支援及び市級以上の科技型中小企業創出基金支援を得た項目について、取得資金額の50%を超えない補助的資金支援を与える。 (三) 区級科技計画項目に属する場合、20万元を下回らない資金支援を与える。 (四) 銀行から貸付金支援を取得したハイテク企業と市級以上の科技計画項目及び創出資金支援を取得した項目に対して借入金金利の50%を超えない金利補助金を与える。 <b>特許と科技進歩の支援</b> (一) 特許特に発明特許に支援を与え、特許のモデルケース機関の設立を支援する。 (二) 国家、省、市科技進歩賞を受賞した項目の機関に対して、10-50万元の奨励金を与える。 ソフトウェアとサービスアウトソーシングの支援 600万元のソフトウェアとサービスアウトソーシング企業発展特定資金を設立し、大連市の関連支援資金と補助的に使用する。条件を満たすソフトウェアアウトソーシング、アニメーションゲームなどの設計意匠型企業、情報人材教育訓練機構への支援奨励専用に利用する。	<b>人材の奨励</b> (一) ソフトウェア高級人材奨励基準： 年給が6万元～10万元の場合、納付済みの個人所得税の区級保留分の30%を奨励する。10万元～50万元の場合、保留分の40%を奨励する。年給が50万元～100万元の場合、保留分の50%を奨励する。年給が100万元以上にある場合、保留分の60%を奨励する。 (二) 企業の高級技術者と管理者に対して、一括して赴任手当として3万元を与える。 (三) 新規採用した大学生の1人あたりに、区級財政は企業に4500元を超えない定額教育訓練支援を与える。 <b>企業の奨励</b> (一) ソフトウェア製品の享受する優遇政策を参照して、関連優遇政策を享受できなかったソフトウェア企業に対して、その売上高の1%（ソフトウェア製品の輸出売上の場合3%）の奨励金を与える。 (二) 多国籍企業は本市で地域本社と現地法人を設立した場合、区財政がその利益総額により形成した区級の財力分の100%を奨励する。 (三) 年間売上が1000万元以上を超えたソフトウェア企業の場合、形成した地方財力の前年より増えた分を参照して、区財政がその保留分の100%の奨励する。 <b>投融資の奨励</b> 企業又は教育訓練機構が金融機構から取得した、主要業務に利用する借入金について、区特定資金から借入金金利の30%を超えない金利補助金を与える。	区の年度重点支援項目（企業）に対して、補助金、金利補助金、補助的資金補助（注：国や省から補助金を得た企業に対して、市もそれに合わせて補助金を与える制度）、資金奨励などの方式で、支援・奨励する。 <b>補助金</b> ：区の年度重点支援項目（企業）に納められた場合、項目の詳細により一定金額の資金補助を与える。 <b>金利補助</b> ：規模が大きく、利益が良く、納税の貢献度が高く、先導性が強く、銀行の借入金支援を取得した項目に対して、項目の実情により借入金金利の50%を超えない金利補助金を与える。 <b>補助的資金補助</b> ：国家、省、市の産業支援資金を取得した項目に対して、関連規定により一定金額の補助的資金補助を与える。 <b>資金奨励</b> ：新設の各種サービス類企業（不動産開発項目を除く）の内、年間区級に対する納税は30万元以上に達する場合、3年内の貢献度により一定の支援を与える。
西岗区科技産業に従事する内資・外資企業は本政策が適用される。	西岗区ソフトウェア産業の内資・外資企業は本政策が適用される。	西岗区近代サービス業の内資・外資企業は本政策が適用される。

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

33 西岗区	34 西岗区	35 西岗区	36 中山区
「西岗区民営経済と中小企業の創出発展支援に関する諸方法」	「西岗区科技と中小企業貸出金利補助特定資金管理暫定方法」	「西岗区企業合併特定資金管理の暫定方法」	「中山区科技企业家屋家賃補助資金管理方法」
<b>申請機構</b> 大連西岗区経済と情報化局 <b>その他主管部門</b> 大連市西岗区財政局	<b>申請機構</b> 企業所属の街道事務所 <b>その他主管部門</b> 大連西岗区経済と情報化局 大連西岗区科技資金リーダーグループ	<b>申請機構</b> 企業所属の街道事務所 <b>その他主管部門</b> 大連西岗区経済と情報化局 大連西岗区科技資金リーダーグループ	<b>申請機構</b> 大連中山区経済と情報化局
<p>(一) 新規招致して新規認定したハイテク企業に対して、翌年度から区級納税貢献金額が30万元、50万、100万元及びそれ以上に達する場合、3年以内にそれぞれ企業に10万元、15万元、30万元を奨励する。</p> <p>(二) 企業が省エネ環境保護、ハイテク、専精特新、及び装備製造業の補助とする製品を生産するために投資した技術改造項目に対して、固定資産投資額により重点をおいて補助支援を与える。</p> <p>(三) 「大連市中小企業創業発展与信貸付リスク補償特定資金管理暫定方法」により取得した銀行借入金に対して、50%を超えない金利補助金を与える。最高補助金額は100万元を超えないものとする。</p> <p>(四) 小企業創業基地内の新設企業に対して、設立日から連続して3年で家賃総額の50%を超えない補助金を与える。</p> <p>(五) 上場企業の育成計画に収められ、かつ国内でIPOを行う企業に対して、総額が200万元を下回らない資金補助を与える。</p> <p>(六) 上場企業育成計画に収められ、海外のメインボード又はGEMで上場し融資1000万ドル以上を目指す企業に、上場に成功した後、費用として100万元を補助する。</p> <p>(七) 海外企業を合併する項目に対して、一括して補助金100-200万元を与える。省外の企業を合併する項目について、一括して補助金50-100万元を与える。</p>	<p><b>資金的支援の範囲</b></p> <p>(一) ハイテク製品研究開発項目</p> <p>(二) 省エネ・消費低減で、環境保護を促進する項目。</p> <p>(三) 企業の品質とランクを高めて、市場競争力を増強する項目。</p> <p>(四) 産業構成の最適化調整を推進する項目。</p> <p><b>資金的支援の方法</b></p> <p>項目が取得する借入金金利補助の基準は当該項目の当期の銀行借入金金利の50%とし、最高150万元とする。金利補助の期限は最長3年間を超えないものとする。</p>	<p><b>資金的支援の範囲</b></p> <p>(一) 持株合併項目。本区の企業が海外、省外企業の持株を購入することにより、当該企業の絶対支配権を取得することを支援する。</p> <p>(二) 資産合併項目。当区の企業が海外、省外企業の資産所有権のすべて又は一部を購入することにより、地元で生産運営又は当区に移転して生産運営を行うことを支援する。</p> <p><b>資金補助の基準</b></p> <p>(一) 海外科技型企業を合併する項目に対して、一括して200万元を補助する。</p> <p>(二) 海外非科技型企業を合併する項目に対して、一括して100万元を補助する。</p> <p>(三) 省外科技型企業を合併する項目に対して、一括して100万元を補助する。</p> <p>(四) 省外非科技型企業を合併する項目に対して、一括して50万元を補助する。</p>	<p>科技企业家屋家賃補助資金とは科技企业の発展を支援するために、区財政が科技企业のオフィス家賃として与える補助資金を指す。中山区の産業構成方向に適合し、成長性が良い科技企业と研究開発会社を選択し支援する。</p>
西岗区中小型内資・外資企業は本政策が適用される。	西岗区科技産業及び中小型内資・外資企業は本政策が適用される。	西岗区内資・外資企業は本政策が適用される。	中山区ハイテク産業の内資・外資企業は本政策が適用される。

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

37 甘井子区	38 長興島臨港工業区	39 花園口経済区
「甘井子区応用技術研究と開発資金管理方法」	「大連長興島臨港工業区企業投資奨励政策」	「花園口経済区の特別政策」
<b>申請機構</b> 大連甘井子区経済と情報化局 <b>その他主管部門</b> 大連甘井子区財政局	<b>申請機構</b> 大連長興島臨港工業区国税局 大連長興島臨港工業区地稅局	<b>申請機構</b> 大連花園口経済区管理委員会 <b>その他主管部門</b> 大連花園口経済区財政局
<b>資金的支援の範囲</b> (一) 全区経済と社会発展に重要な促進役割を果たす技術研究開発項目、実用技術推進項目とソフト科学研究課題。 (二) 科技産業化基地の建設、科技成果産業化モデル項目の技術創出能力の育成。 (三) 区域科技創出公共システム、科技公共プラットフォームの建設及び大学や科研機構と提携して開発・研究する重点項目。 (四) 区政府が支援を確定した応用技術研究と開発におけるその他計画又は項目。 <b>資金的支援の方式</b> (一) 無償支援。科技創出システム、公共プラットフォームの建設及び企業技術の創出、新項目の研究、開発、中間テスト及び前期技術の基礎業務に必要とする補助に利用する。 (二) 借入金金利補助。科技力及び製品の付加価値が高く、独自的所有権を持っており、発展前途が広く、かつ銀行から相当金額の借入金を取得した産業化項目に利用する。	<b>商業貿易型企業出資奨励政策</b> (一) 企業の増値税優遇 (1) A類企業に対して、地方財政は実際納付税金の17%の奨励金を企業に与える。 (2) B類企業に対して、地方財政は実際納付税金の12%の奨励金を企業に与える。 (3) A類とB類企業の企業都市建設税、教育費付加、地方教育費について、地方財政が実際納付税金金額の50%の奨励金を企業に与える。 (二) 企業の所得税優遇 (1) 新設の企業に対して、収入を取得してから、1年目の所得税について、実際納付税金の36%の奨励金を企業に与える。2年目から所得税について実際納付税金の20%の奨励金を企業に与える。 (2) 非新設の企業の場合、実際納付金額の20%の奨励金を企業に与える。 <b>サービス型企業出資奨励政策</b> (一) 企業の営業税優遇 (1) A類企業に対して、地方財政は実際納付税金の40%の奨励金を企業に与える。 (2) B類企業に対して、地方財政は実際納付税金の25%の奨励金を企業に与える。 (二) 企業の所得税優遇 すべての企業に対して、地方財政は実際納付所得税金額の20%の奨励金を企業に与える。	(一) 園区内の企業の固定資産投資、技術改造のための借入金に対して、50%を下回らない金利補助金を与える。省が重点をおいて支援する項目に対して70%を下回らない借入金金利補助金を与える。 (二) 企業の年間納税により形成した区級財力が300万元以上に達成する場合、その地方財政収益分の40%の奨励金を与える。 (三) 区内の企業に対して、行政事業性料金をすべて免除する。 (四) 区内で設立した輸出加工基地企業を重点をおいて支援する。 (五) 固定資産の出資額が5000万元以上に達する場合、出資者本人、配偶者及び未婚子女が大連市区に戸籍を移転することができる。 (六) 区内で勤務している外国人に2-5年の長期査証を与える。また条件を満たす外国人に中国での永久居留資格を与える。 (七) 科技型とトップ型の大手項目の招致について、ケースバイケースで最優遇の政策を与える。
甘井子区内の資・外資企業及び研究開発機構は本政策が適用される。	長興島臨港工業区に進出する内資・外資企業は本政策が適用される。	花園口経済区内の資・外資企業は本政策が適用される。

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

40 花園口経済区	41 花園口経済区	42 庄河市
「花園口経済区の専属政策」	「大連花園口経済区商業貿易サービス類項目の優遇政策」	「庄河市資本招致の優遇政策」
<p><b>申請機構</b> 大連花園口経済区管理委員会 <b>その他主管部門</b> 大連花園口経済区国税局 大連花園口経済区地税局</p>	<p><b>申請機構</b> 大連花園口経済区国税局 大連花園口経済区地税局 <b>その他主管部門</b> 大連花園口経済区管理委員会</p>	<p><b>申請機構</b> 庄河市経済発展局 <b>その他主管部門</b> 庄河市人民政府弁公室</p>
<p><b>外貨政策</b> (一) 区内の企業は外貨口座と人民元口座を開設でき、資本金口座と貿易決済口座を一本化することができる。区内企業の受取外貨は100%直物為替のまま保有することができる。 (二) 物流ディストリビューション企業はまず自社保有の外貨を使用することを前提とするが、輸入貨物のために必要な外貨の不足分に対して、限定金額により外貨を購入する便宜を図る。</p> <p><b>税費政策</b> (一) 固定資産投資のある外資系物流企業は生産性外資系企業として認定することができる。 (二) 区内企業の自社使用設備と数量が合理的な事務用品及び必要なメンテナンス用部品や生産用物資に対して免税する。 (三) 物流ディストリビューション企業の場合、その貨物の輸出入は保税區管理委員会が査定した輸出入会社に代理してもらい、代理費用を減額することができる。 (四) 区管理委員会は区内の重点となる物流企業が区への経済的貢献度により財政的な支援を与える。 (五) 独立決算で、倉庫業に従事する新設企業又は経営機構に対して所得税を1年分減少又は免除することができる。倉庫ヤードの管理費を免除する。</p>	<p><b>商業型企業優遇政策</b> (一) 増値税納付企業に対して、地方財政が企業の実際納付増値税金額の18%の奨励金を企業に与える。 (二) 増値税納付企業に対して、地方財政が企業の実際納付増値税金額の50%の奨励金を企業に与える。 (三) 個人所得税を納付する個人に対して、地方財政が個人実際納付済みの所得税金額の20%の奨励金を個人に与える。 (四) 印紙税を納付する企業に対して、地方財政は実際納付税金の50%の奨励金を企業に与える。</p> <p><b>サービス型企業優遇政策</b> (一) 営業税納付企業に対して、地方財政が企業の実際納付営業税金額の45%の奨励金を企業に与える。 (二) 営業税納付企業に対して、地方財政が企業の実際納付増値税金額の50%の奨励金を企業に与える。 (三) 文化建設費を納付する広告、娯楽類の企業に対して、地方財政は実際納付金額の50%の奨励金を企業に与える。 (四) 個人所得税を納付する個人に対して、地方財政が個人実際納付済みの所得税金額の20%の奨励金を個人に与える。 (五) 印紙税を納付する企業に対して、地方財政は実際納付税金の50%の奨励金を企業に与える。</p>	<p><b>投資奨励政策</b> (一) 固定資産投資は人民元1億元以上又は払込資本金が1000万米ドル以上の項目で、譲渡方式で土地使用権を取得する場合、政府は土地譲渡収益の一部を一定の比率により企業の項目支援資金の奨励として企業に与えることができる。 (二) ハイテク産業の項目に対して更なる優遇の投資奨励政策を与える。 (三) 旅行業、サービス業及びその他における項目についてケースバイケースで決める。</p> <p><b>財政金融政策</b> (一) 固定資産投資が1億元以上にある工業項目に対して、3年以内に地方が実際取得した税金の増加分から一定の比率により企業に発展支援資金奨励として与える。 (二) 経済区内に3000万元以上を投資する工業項目の場合、その基本建設の行政事業性料金について一定の比率により減免する。 (三) 固定資産投資が1000万元以上でかつ年間実際に納付した税金の地方所得金額が20万元以上に達する企業に対して、園区が建設した標準工場又は企業の要求によって代理建設し、リースしてから買い取る工場を利用する場合、一定の比率により家賃を免除することができる。</p>
<p>花園口経済区の内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>花園口経済区の商業貿易及びサービス型の内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>庄河市内資・外資企業は本政策が適用される。</p>

大連市における地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

43 庄河市	44 庄河市
「庄河市に顕著な貢献をした工業企業の奨励方法」	「庄河循環経済区資本招致の優遇政策」
<b>申請機構</b> 庄河市経済発展局 <b>その他主管部門</b> 庄河市人民政府弁公室	<b>申請機構</b> 大連市循環経済区管理委員会
<b>納税貢献賞</b> (一) 年間納税金額の内、地方が実際に取得した金額が50万元を超える企業に対して、当該企業の当年度の新規増加税金の地方収益分の10%の奨励金を与える。 (二) 新設で初めて税金を納付した年度に、地方が実際に取得した金額が50万元を超える企業に対して、当該企業の税金地方収益の10%の奨励金を与える。 <b>設備改造賞</b> (一) 当年度納付税金の内、地方が実際に取得した金額が50万元を超え、かつ増長幅が10%を超える企業について、その技術改造の投資CNC工作機械類の単体設備が300万元を超える又は一本の連続生産ラインが500万元を超える場合、項目生産開始後に設備投資額の一定の比率により奨励金を与える。 (二) 当年度先進設備を採用して出資が100万元を超えて、エネルギーを100トン以上節約した標準石炭の省エネ専門項目の改造項目、竣工・生産開始後に設備出資額の一定の比率により奨励金を与える。 <b>企業上場賞</b> 企業が上場に成功しました募集した資金を本地の項目の建設に利用し、投資が5000万元を超えた場合50万元の奨励金を与える。	(一) 庄河の奨励類工業項目に適合する場合、土地の取得費用は7万元/ムーとする。 (二) 固定資産投資が1000万元以上の生産開始した工業項目は、建設用土地を新規増加する場合、2年以内に土地使用税と同等金額の企業発展支援資金奨励を与える。 (三) 固定資産投資が5000万元以上にある工業項目に対して、3年以内に地方が実際に取得した税金の増加分から50%を発展支援資金奨励として企業に与える。 (四) 出資が1000万元以上の工業項目に対して、その基本建設の行政事業性料金は全額免除とする。 (五) 園区が建設した標準工場又は企業の要求によって代理建設し、リースしてから買い取る工場を利用する場合、固定資産投資が1000万元以上、かつ年間実際の納付税金の地方所得金額が20万元以上に達する企業に対して、1年分の家賃を免除する。 (六) 外資系工業項目に対して、原則上登録資本金の2%の資本金補助を与え、企業が生産を開始してから納税した後に補給する。 (七) 規模が大きく、投資が多く、及びハイテク、納税の貢献が大きい項目について、ケースバイケースで更なる優遇支援を与えることができる。
庄河市内資・外資工業企業は本政策が適用される。	庄河サイクル経済区に進出する内資・外資企業は本政策が適用される。